

氷川町（組合）教育委員会の業務に関する
点 検 評 価 報 告 書

（令和6年度事業）

令和7年12月

氷川町（組合）教育委員会

氷川町（組合）教育委員会に関する点検評価報告書

I はじめに

1 点検及び評価の主旨

氷川町（組合）教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和6年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等を行い、課題を明らかにし、取組の方向性を認識することで、より効果のある教育行政を推進する。

また、「氷川町（組合）教育委員会に関する点検評価報告書」を作成し、学識経験を有する者からの意見を付したうえで、氷川町議会及び氷川町及び八代市中学校組合議会へ提出し、併せて住民へ公表することで、より開かれた教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

令和6年度の氷川町（組合）教育委員会が所管する主事業を対象とする。

3 点検及び評価の実施方法

点検及び評価については、令和6年度の氷川町（組合）教育委員会が所管する事業の取組状況を総括するとともに、そこでの課題や、今後の方向性を示しつつ、学識経験者の意見を付したうえで取りまとめを行う。

なお、実施にあたっては、氷川町（組合）教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を毎年氷川町（組合）議会に提出し、かつ氷川町ホームページで公表する。

II 氷川町（組合）教育委員会の活動の概要

令和5年度に新しく教育目標や施策の根本的な方針及び第2次氷川町総合振興計画（後期基本計画）に規定する根本的な方針を参酌し、本町が目指す根本的な教育の方向性を示した教育の振興に関する施策の大綱（5年計画）を次のとおり策定し初年度の活動となった。

1 教育基本目標

第2次氷川町総合振興計画（後期基本計画）に基づき、以下5項目の目標の実現を図る。

(1) 子どもの心と体を鍛える教育環境の充実

子どもの教育を取り巻く環境は、社会情勢の急激な変化に伴い多くの課題を抱え、学校教育のみならず社会システムの見直しをも迫られている。本町においても、子ども達をどのように育んでいくか目標や計画を明確にし、それをすべての町民で共有することが急務となっている。地域ぐるみで子ども達を温かく見守り、氷川の豊かな自然・風土の中で子ども達がのびのびと成長できる教育環境を創造していくことが必要である。

① 子どもの心と体を鍛える特色ある学校教育の充実

本町の、「認め・ほめ・鍛え・励まし・伸ばす」教育行動指標を踏まえ、教職員の指導方法の工夫・改善に努める。その中で小中学校に導入したICT（情報通信技術）機器を有効活用し、教育活動の質的向上を図り、併せて、「主体的対話的で深い学び」を目指す「ひ・か・わ」型学習を実践し、児童生徒のさらなる学力の向上を図る。

また、いじめ・不登校問題の取組は、本町の「いじめ防止基本方針（令和3年2月改訂）」のもとに関係機関と連携し、未然防止と早期発見・解決に努めるとともに、命と人権を大切にする心の教育の充実を図る。

② 学校教育に関わる家庭・地域の参加促進

地域の人たちが学校と連携して子どもたちに関わるための機会や仕組の充実を図る。

地域の人材を活用するとともに、保護者や地域の声を学校運営に直接反映させ、よりよい学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールの充実を図り、地域学校協働本部事業と一体となった取組を強化し、持続可能な「地域とともにある学校づくり」を推進する。

③ 地域に密着した教育施設の充実と各種教育機関の間での交流・連携

特色ある教育活動と地域との連携による教育への町民参加を促進するための施設、環境の充実を図る。

教育の情報化と児童生徒の学力向上を目指し、ICT機器を効果的に活用した教育活動が展開できるように環境整備を進めるとともに、教職員のICT活用能力を高めるための研修の実施や、ICT支援員配置による授業支援も併せて継続する。

また、八火図書館を核とした図書管理システムを学校図書館においても有効活用し、読書活動の一層の充実を図り、子どもたちの豊かな心の育成に継続して努める。

(2) 地域づくりと一体となった学びの環境と機会づくり

「まちづくりは人づくりから」を具現化するために、子どもから高齢者まですべての町民が生涯を通じて自らを磨くという視点で生涯学習活動を進め、地域と関わり、交流・体験することで更に学んでいくという意識を持つことが大切である。

幼少期から各地区の伝統行事や世代間交流、地区づくり活動へ参加できる環境と機会づくりを、地域の住民及び各種団体（子ども会、老人会、婦人会、文化協会など）と行政が一体となって推進する。

① 地域の特色ある資源を活用した子どもの健全育成の環境づくり

子ども会活動をはじめ、身近な地域で子どもの健全育成を見守り、推進する活動の充実を支援する。

子ども会、ジュニアリーダー活動においては、子どもたちの自主性を尊重した事業を計画し、活性化を支援するとともに、町PTA連絡協議会を中心としたPTA活動、青少年育成町民会議活動の充実、各種社会教育団体等との連携を図る。

また、子どもが活躍できる場づくりとして、休日等における子どもたちの自主的な活動の場として公民館等、地域の身近な場所の活用を図る。

地域の自然環境を活かした体験・交流活動や他のまちとの交流、更にまちづくり活動を通じた体験と交流機会の充実を進める。

「ふれ愛スタディ」による大空町との中学生交流により、他の地域の自然や文化・歴史を体感する研修交流事業の充実を図る。そして、地域住民・老人会・婦人会・文化協会と連携し、郷土芸能や文化財等の地域の教材を活用した「ふるさと『氷川学』」の内容充実を図り、学ぶ場所の拠点づくりを行う。

② 身近な地域で生涯を通じて学習し、その成果を地域で活かせる仕組みや機会の充実

生涯を通じて学習する機会を得て、学習成果の発信や地域社会への貢献を通じ、触れ合いと生きがいづくりを支援する。

生涯学習の事業内容は随時精査見直しを行いながら、時代に即し地域住民のニーズに合ったメニュー作りに努めるとともに、各種団体の自主性を促し支援する。

そして、学んだその成果を地域に活かすことのできる環境の整備、充実に努め、活力ある地域社会の形成を目指す。

2 教育重点施策

学校教育と社会教育が連携して、町民一人一人が自己実現を目指し、健康で生きがいに満ちた生涯学習社会を実現するために、次の施策を行う。

(1) 学校教育の充実

「まちづくりは人づくりから 人づくりは心づくりから」を合言葉に各小中学校及び地域社会が連携協働し、コミュニティ・スクールの充実を図る。教師は、児童生徒に愛情を持って接し、成長を見守りながら「人づくり・心づくり」の教育を推進する。

- ① 生きる力を育む社会に開かれた教育課程の編成・実施・評価
 - ・基礎基本の確実な定着と個性を伸ばす主体的・対話的で深い学び及び体験的学習の展開
 - ・道徳科の授業を要とした道徳教育の推進による心の教育の充実
 - ・体力の向上及び健康増進と安全教育・食育の推進
 - ・教育課程の適切な運用、評価と公表
 - ・コミュニティ・スクールや地域学校協働本部と連携した豊かな学びの推進
- ② 創意に満ちた学校経営と信頼される教職員
 - ・児童生徒の健全育成を目指す資質・能力を明確にした学校教育目標の設定
 - ・学校評価を生かし、地域とともにある学校づくりの推進
 - ・教職員の自己評価と学校関係者評価を生かした学校経営の充実
 - ・教職経験に応じた研修の充実
- ③ 学習環境の充実・学習活動支援体制の強化
 - ・学習環境の整備充実と適切な管理
 - ・児童生徒の安全確保と指導の徹底
 - ・地域と結びついた教育活動の推進
 - ・児童生徒の健全育成に関わる関係機関との連携

(2) 社会教育の充実と振興

歴史と伝統のある地域の特性を生かして、生涯にわたる学習を推進し、知識や教養、技術習得を目的とした各種教室等を開催することで、心の通い合う人間関係が構築できる町民の育成に努める。

- ① 社会教育推進体制の充実
- ② 青少年健全育成と福祉の向上を図る組織の効果的運営
- ③ 地域の施設・設備の充実

- ④ 各種教室等の充実と社会参加の奨励
- ⑤ 成人教育の振興と地域活動の推進
- ⑥ 家庭教育支援の推進

(3) 地域の歴史・伝統・文化の伝承

氷川町における文化の形成向上に努めるため、各団体・愛好会並びに諸関係機関相互の連絡連携と親睦協調を図り、文化意識の高揚と発展を目指す。

また、地域の歴史・文化を守り伝えるために、各地域の祭・伝統行事への支援を行い、地域の歴史を調査し、町民への啓発を行う。

さらに、香り高い芸術文化の触れ合いと創造を図るとともに、文化財の保護伝承と活用に努める。

- ① 芸術文化活動への理解と啓発促進
- ② 参加し創造する芸術文化活動の支援
- ③ 文化財の保存・活用の促進
- ④ 史跡の環境整備の促進
- ⑤ 郷土の伝統文化の保護と伝承

(4) 社会体育とスポーツの振興

スポーツ基本法に基づき、町内におけるスポーツの振興に努める。町民の親睦を図り融和的で明るい豊かな町づくりに寄与することを目的として、町民体育祭を年3回開催、そのほか、各地区館による区民体育祭（仮称）の開催、各種選抜体育大会への選手の派遣及び育成強化等に努める。

また、スポーツによる健康づくりとよりよい連帯意識の高揚を図り、豊かな町づくりを目指すために、氷川町スポーツ協会、八代郡スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブを支援し、町民各層の生涯スポーツの振興に努める。

- ① 町民総参加による生涯スポーツの活動の推進
- ② 社会体育関係団体の組織活動の強化
- ③ スポーツ指導者の育成と体制の整備
- ④ 施設整備の充実と効率活用の推進

Ⅲ 主な事業の点検評価項目

1 教育委員会の活動

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の執行機関として、教育の政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映のための機能を果たしてきた。平成27年度の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育行政の責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長を置くことになり、

教育委員会の指揮監督のもとにその事務を執行した。

教育委員会会議は、毎月1回と必要に応じた臨時会議を開催し、各種議案の審議の他、各小中学校の教育推進の状況及び教育長会議等の報告、各課の行事予定や実績報告等を行った。

首長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議を年1回開催した。また、小中学校や社会教育施設の実情等を把握するほか、指導助言を行うために学校や社会教育施設を訪問した。

氷川町教育委員会委員・教育長

職 名	氏 名	任 期
委 員	豊暉原 素 峰	令和6年11月23日～令和10年11月22日
委 員	村 山 賢 一	令和5年11月23日～令和9年11月22日
委 員	森 野 文 湖	令和7年11月23日～令和11年11月22日
委 員	富 田 美 幸	令和7年11月23日～令和11年11月22日

教育長	西 村 裕	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
-----	-------	---------------------

氷川町及び八代市中学校組合教育委員会委員・教育長

職 名	氏 名	任 期
委 員	稲 田 和 也	令和7年7月1日 ～令和11年6月30日
委 員	広 田 敏 夫	令和6年11月20日～令和10年11月19日
委 員	稲 本 眞 理	令和5年6月29日 ～令和9年6月28日
委 員	松 岡 猛	令和5年12月15日～令和9年12月14日

教育長	西 村 裕	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
-----	-------	---------------------

教育委員会・総合教育会議の開催について

区 分	期 日	審議事項
令和6年 第4回会議	令和6年4月24日	〈議事案件〉 ① 氷川町立中学校部活動指導員設置規則の制定について ② 氷川町教育長に対する事務委任規則の一部改正について ③ 氷川町及び八代市中学校組合教育長に対する事務委任規則の一部改正について ④ 氷川町小中学校非常勤講師設置要綱の一部改

		正について ⑤ 学校運営協議会委員の選任について 〈報告案件〉 ① 4月教育長・校長合同会議に概要について ② 令和6年度生涯学習課の主な事業について
令和6年 第5回会議	令和6年5月17日	〈議事案件〉 ① 6月補正予算について 〈報告案件〉 ① 5月教育長会議の概要について ② 町指定文化財現状変更等完了報告について
令和6年 第6回会議	令和6年6月17日	〈報告案件〉 ① 6月教育長会議の概要について
令和6年 第7回会議	令和6年7月17日	〈報告案件〉 ① 7月教育長会議の概要について ② 八代中学校体育連盟総合体育大会の結果について
第1回総合 教育会議	令和6年7月26日	(議 題) ① いじめ問題について ② その他
令和6年 臨時会議	令和6年7月26日	① 中学校教科用図書採択案の審議について
令和6年 第8回会議	令和6年8月26日	〈議事案件〉 ① 9月補正予算について 〈報告案件〉 ① 8月教育長会議の概要について
令和6年 第9回会議	令和6年9月18日	〈報告案件〉 ① 9月教育長会議の概要について
令和6年 第10回会議	令和6年10月11日	〈報告案件〉 ① 氷川町及び八代中学校組合一般会計補正予算 (専決処分)の概要について ② 10月教育長会議の概要について
令和6年 第11回会議	令和6年11月15日	〈議事案件〉 ① 12月一般会計補正予算について ② 町文化財現状変更等許可申請について 〈報告案件〉

		① 11月教育長会議の概要について ② 令和7年氷川町二十歳の集について 〈協議案件〉 ① 氷川町（組合）教育委員会に関する点検評価報告書（案）について
令和6年第12回会議	令和6年12月18日	〈報告案件〉 ① 12月教育長会議の概要について ② 氷川町（組合）教育委員会に関する点検評価報告書について
令和7年第1回会議	令和7年1月17日	〈議事案件〉 ① 令和6年度中学校組合一般会計2月補正予算の概要について ② 令和7年度中学校組合一般会計当初予算の概要について 〈報告案件〉 ① 1月教育長会議の報告について ② 1月議会臨時会の概要について ③ 特別支援学級（自閉症・情緒障害学級）の新設について ④ 日秘交流事業（副読本製作）について ※「秘」は、「ペルー」の略称。 ⑤ 中学校部活動地域移行について
令和7年第2回会議	令和7年2月19日	〈議事案件〉 ① 令和6年度一般会計3月補正予算の概要について ② 令和7年度一般会計当初予算の概要について 〈報告案件〉 ① 2月教育長会議の概要について ② 町文化財現状変更に伴う実績報告について
令和7年臨時会議	令和7年2月24日	① 教職員の人事異動（素案提示及び内申）について
令和7年第3回会議	令和7年3月13日	〈議事案件〉 ① 氷川町社会体育表彰選考委員会要綱の一部改正について

※主な審議事項を掲載

2 令和6年度 学校教育主要事業について

総 括

小中学校5校では学校・家庭（保護者）・地域社会・行政が相互に連携・協働し、「地域とともにある学校づくり」を目的にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を推進した。学校・家庭・地域が連携した取組として、小学校では地域のボランティアによる「読み聞かせ」、「登下校中の見守り活動」や「ふれあい活動（フェスタ）」などを行った。また、竜北中学校区、氷川中学校区の中学校区拡大学校運営協議会では小中学校9年間の成長を見通し「あいさつ運動」や「CSの日」の取組を展開した。

熊本県の「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、むし歯予防対策として、歯磨きや食生活習慣の改善などに加えて、フッ化物応用による歯質の強化に取り組んだ。

次に、近年の少子化の影響により熊本県内でも小中学校の統廃合が急速に進んでいる状況にあるが、氷川町内学校の児童生徒数については、令和5年5月1日と比較し、令和6年5月1日現在、小学校で29名減少し456名、中学校では8名減少し275名となっている。今後も推移を見守っていく必要がある。

◎子どもの心と体を鍛える教育環境の充実

1. 子どもの心と体を鍛える特色ある学校教育の充実

① 特別支援教育支援事業

小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、食事や教室移動の補助等の学校における日常生活の介助、学習障がいを持つ児童生徒の学習支援、注意欠如多動性障がい等の児童生徒に対する安全確保等の教育支援として、町内の小学校に11名、中学校に2名の合計13名の支援員を配置した。

令和5年度から宮原小学校に医療支援員を1名配置し、医療的ケアを行っている。

この事業により年間を通じて個々の児童生徒の特性に応じた学習や生活の支援ができています。

◇事務局自己評価

熊本県内では発達障がいと診断された児童生徒の多くが、通常学級に在籍している状況にある。

本町も県と同じ状況であり、通常学級にも支援を必要とする児童生徒が在籍する。そうした児童生徒に対して授業中はもとより休み時間や学校行事においても丁寧な支援を行い、個々の教育ニーズに応じたきめ細かな支援を行

うことができた。

また、医療的ケアが必要な児童及び異学年が在籍する特別支援学級においても、必要に応じたきめ細かな支援を行い、校内の支援体制の充実を図ることができた。県もインクルーシブ教育※を推進しており今後も継続することが不可欠と考える。

※インクルーシブ教育とは、障害の有無、国籍、人種、宗教、性別などの違いにかかわらず、すべての子どもが同じ場で共に学び合う教育のこと。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

支援を必要とする児童生徒はこれからも増加傾向にあり、きめ細かな対応が要求されるため、専門性を高めるための研修を年間通して行い、支援員の資質の向上を図っている。特別支援教育の必要性はこれからも高まっていき、一人一人の特性に応じた対応が必要になるため、今後も教育委員会と就学前の幼稚園・保育園及び小中学校で連携しながら、状況に応じた効率のよい配置体制を整える必要がある。また、有効な教育支援ができるよう支援学校などの関係機関と連携を図り、研修等の充実を図りたい。

② 特別支援教育総合推進事業

発達障がいを含む障がいのある幼児・児童生徒の社会参加に向けて、学習や生活上の困難を改善または克服するため、一人一人に応じた適切な指導や必要な支援を行い、更なる総合的な支援体制を整え、地域の関係機関と連携している。年間を通した取組状況としては、特別支援教育連携協議会（年2回）の開催のほか、特別支援教育実務担当者会（年3回）、特別支援教育コーディネーター研修会（年2回）、特別支援教育支援員研修会（年3回）を開催した。また、熊本県立わかあゆ高等支援学校及び八代市立八代支援学校の特別支援教育コーディネーターに依頼して各学校の巡回相談を実施した。

◇事務局自己評価

特別支援教育コーディネーター研修会には、各学校の特別支援教育コーディネーターの他、町内の保育士や福祉施設担当者、さらには町の福祉課職員及び保健師にも参加してもらい、子どもの実態に応じた支援について理解を深め、支援体制の充実と連携を図ってきた。なお、特別支援教育支援員の研修については、講師を招いての集合研修やOJT研修（オン・ザ・ジョブ・トレーニング・現任訓練）を設定し、支援員の資質向上を目指している。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

特別支援教育総合推進事業は、重要な教育施策であり、特別支援教育連携協議会や特別支援教育コーディネーター研修会の実施、巡回相談などを実施

した。また、就学前から学校、家庭、担当者と特別支援教育支援員の連携など、支援体制の充実も図っていく。特別支援教育は人権を尊重し個々人の違いを認め合う社会の構築には重要なスタートになる教育であるため、特別支援教育支援員の意見交換の場や指導助言の機会など実態や要望に応じた研修等を企画・運営していく。

③ 小学校英語活動指導支援事業

第3・第4学年の外国語活動、第5・第6学年の外国語のすべての授業に小学校英語活動支援員を配置して、ティーム・ティーチングを実施している。

また、外国語教育担当会議を開催し、教職員の指導力向上の取組を実施した。その取組の一つとして、小学校第6学年と中学校第1学年の授業に小中相互の職員が参加する「外国語交流授業」（中学校区内交流、小学校間及び中学校間交流）を企画・実践し、小学校第6学年の外国語の授業と中学校第1学年の外国語の授業の円滑な接続と、小中連携した外国語教育の取組を充実させた。

◇事務局自己評価

小学校英語活動支援員とのティーム・ティーチングが可能となり、小学校における外国語活動及び外国語の授業の質の向上が図られている。また、町内小中学校の外国語教育担当者部会を中心に授業改善の取組や小中連携を進めることができている。「外国語交流授業」は、外国語教育の円滑な小中接続や指導法の学び合いにも効果的であった。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

小学校の外国語教育は、音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成しながらコミュニケーション能力の素地を養うことを目標としている。子どもたちは、これからのグローバル社会の一員として、外国語、特に英語によるコミュニケーション能力が求められている。この力の育成のために、今後も指導支援が必要と考える。

言語活動は継続こそが重要であり、4技能（聞く、話す、読む、書く）の習得に加え文化や人的交流、ICTの活用などを通して「顔の見える」規模である氷川町の強みを生かし、町内小中学校の外国語教育部会を中心に授業改善の取組や小中連携を進めていく。小学6年と中学1年の交流授業は円滑な継続的学びには重要であり、連携の必要性は大きい。

④ いじめ問題対策・不登校指導支援

「氷川町いじめ防止基本方針」は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、家庭や地域・関係機関の連携等をより実効的なものにするため、町や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、いじめの防止等の取組を定めている。

「いじめ防止対策審議会」を年2回開催し、本町の取組について示唆をいただいた。

5月に「氷川町情報集約担当者会」を開催し、①いじめの定義・認知についての正しい理解②情報集約担当者の役割等について③学校において取り組むべきこと等、県教育委員会主催の研修内容を中心に学校総体で取り組むことについて、管理職及び担当者に指導を行った。

また、学校、教育委員会、町部局関係課、八代教育事務所、児童相談所その他の関係者の連携を図り、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「氷川町いじめ問題対策連絡協議会」を6月に開催した。

不登校児童生徒支援については、町内の小・中学校から不登校児童生徒の解消と新規の不登校児童生徒を出さないことを目的に、本町では学校教育相談員として退職校長の相談員1名を配置している。また、学校の要請により県教育委員会へSC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）の派遣を依頼し、個々の相談や問題解決にあたっている。

氷川町教育支援センター「ひだまり」については、令和6年度は2名の入室があり、学習、運動等の活動を通じて、学校復帰や社会的な自立を目指した支援を行った。

また、学期に1回、「ひだまり」センター長及び指導員、学校教育課指導主事、学校教育相談員が各学校を訪問して、不登校児童生徒に係る情報交換会を開催し、不登校児童生徒や不登校傾向の児童生徒の情報交換に加え、その対応等について指導助言を行った。

◇事務局自己評価

いじめ問題に関しては、「氷川町いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ防止対策審議会」において、氷川町の小中学校におけるいじめ問題の現状を共有し、それぞれの専門家の立場から意見をいただいた。また、氷川町では重大事態に当たるいじめ事案は発生していないことを報告するとともに、万が一そのような事態が発生した場合には、解決に向けて協力をいただくことについてお願いした。

熊本県では6月を「心のきずなを深める月間～いじめを許さない学校・学級を目指して～」と定め、いじめの未然防止をはじめ、さまざまな対策を推

進んでいる。本町においては、例年、6月を「いじめ防止啓発月間」と定め、国道3号線の宮原交差点に懸垂幕を掲げ、町の広報誌への掲載等による啓発に努めた。

令和6年度も定期的なアンケート調査に加えて、11月から12月に熊本県教育委員会が実施する「心のアンケート」を行った。その結果を踏まえて、積極的ないじめの認知と改善の取組を各学校において進めることができた。結果的に昨年度も重大事態に至る事案はなく、認知されたいじめについても継続的な指導や経過観察によって、年度末までにはすべて解消することができた。

学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長の指導のもと、情報集約担当者を中心に、いじめ防止等のための教育相談体制、児童生徒指導体制、校内研修などを体系的、計画的に実行する体制づくりをしている。また、各学校においては、熊本県教育委員会が実施する「心のアンケート」に加えて、学校独自に定期的なアンケート調査や教育相談を実施している。更に、熊本県教育委員会が作成した「SOSの出し方に関する教育」プログラム集を積極的に活用するよう各学校へ働きかけている。いじめは子どもの心に傷を残すものであるため、未然防止と併せて早期発見が重要となる。そういった点からも、学校独自で行っているアンケート調査や教育相談の質を高めて、早期発見につながるものにしていく必要がある。

学校教育相談員には児童生徒や保護者からの相談が、令和6年度は、月に369件（月平均30件）寄せられ、対応を行っている。その状況については、毎月学校教育課に報告書が提出されている。主な相談内容は、不登校に関するもの、対人関係、進学、部活動、家庭、健康、心身の問題などである。

不登校の未然防止や解消をはじめ、児童生徒が安心して学校生活ができるよう、今後も継続的に相談活動を続けていく必要がある。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめや不登校の裏に隠れた問題の早期発見・未然防止等、各学校を支援していくことが重要である。

不登校は児童生徒の学力を保障していくうえで重要課題であり、不登校問題は学校だけでなく、家庭や地域社会も一体となって取り組む必要がある。小学校低学年から、学校が楽しい学習の場であり、家庭と同じ安心安全の場であると認識させることが必須で、定期的なアンケート調査・教育相談等での実態把握により、SCやSSW、児童相談所など専門機関と連携し、きめ

細かな対応をすることで児童生徒の教育環境の改善を図るよう努めてい

く。

「氷川町いじめ防止基本方針」及び各学校で策定する「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見、早期解消のために組織的に取り組んでいく。また、「SOSの出し方に関する教育プログラム集」の活用を、継続的に小中学校の教員を対象に研修を行い、互いに自分の苦しさやつらさを周囲の人に言うことができる子どもや集団を育てることに引き続き取り組んでいく。

⑤ フッ化物洗口事業

熊本県では、「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、むし歯予防対策として、歯磨きや食生活習慣の改善などに加えて、フッ化物応用による歯質の強化に取組み、学校等でのフッ化物洗口を進めている。

本町においても、学校教育課に歯科衛生士を配置し、全小中学校で「週1回法」によるフッ化物洗口に取り組んでいる。

◇事務局自己評価

フッ化物洗口については、各学校の養護教諭や保健委員の協力と学級担任の指導により、年間を通して問題なく実施することができた。また、歯科衛生士によるブラッシング指導も併せて実施し、「噛むことの大切さ」や「間食のとり方」など歯及び口腔内の健康についても児童生徒へ直接教示することで、啓発を図った。さらに、保護者向けに「フッ化物洗口だより」を年3回発行し、家庭における歯みがきの重要性やむし歯の早期治療などを促すことで、家庭全体で歯の健康維持に寄与した。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

むし歯予防としてフッ化物洗口は有効であるため、ブラッシング指導等も併せて行いながら、今後も継続して事業に取り組んでいきたい。また、むし歯治癒率を向上させるため、歯科衛生士を中心に、学校や家庭（保護者）と連携して、口腔衛生の大切さの理解を深めていけるような啓発に努める。

2. 学校教育に関わる家庭・地域の参加促進

①小・中学校コミュニティ・スクール推進事業（学校運営協議会）

「地域とともにある学校づくり」を目的に、本町の小中学校5校すべてが学校運営協議会を設置した「コミュニティ・スクール」である。

各学校においては学校運営協議会を5回開催し、小中学校連携した取組を目指し情報交換等を行った。また、中学校区拡大学校運営協議会を竜北中学

校区で5回、氷川中学校区で4回開催し、小中学校9年間を見通した取組や「あいさつ運動」、「CSの日」の取組を展開した。

氷川町を総括する事業として、氷川町コミュニティ・スクール連携協議会2回と5校のCS委員全員で学校運営協議会合同会議を2回行った。合同会議の2回目は、CSマイスターを講師に「コミュニティ・スクールの可能性」について講和いただき、CS委員としての意欲を高めるとともに、氷川町CS活動のさらなる発展に向け、研鑽する機会となった。

毎年11月の第1土曜日を「氷川町CSの日」として各中学校区で取組を行っている。竜北中学校区は、「オータム交竜会」とし、CS委員のサポートのもと、中学生が地域の人から学んだ地域の宝（農産物、自然、産業、文化、歴史など）を先生役として、小学生に伝える取組を行った。氷川中学校区は「防災教室」として、CS委員とともに地区防災について考え、地域の人々の力を借りて、小学生と一緒に防災活動に取り組んだ。

◇事務局自己評価

中学校区拡大学校運営協議会の「あいさつ運動」の展開などの取組により、小中学校9年間を見通した活動ができた。また、広報活動の一環として「コミュニティ・スクール便り」を作成し、学校運営協議会委員、保護者、地域住民等に送付、回覧し啓発を図ることができた。

活動の様子を「広報ひかわ」へ毎月掲載したり、ホームページに掲載したりすることで、住民への周知・啓発が図られた。

また、各学校運営協議会の主体的な活動が活発化してきているので、それぞれの良さを生かし相乗効果を得られるよう、事務局としても情報交換の場をコーディネートする取組を更に進めていきたい。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

学校運営協議会と地域学校協働本部事業の連携・協働により「地域とともにある学校づくり」に努め、コミュニティ・スクールディレクターと地域学校協働活動推進員との連携で、運営がスムーズに出来るようになった。中学校区拡大学校運営協議会は、会議を重ね地域とともにある学校づくりの充実が図られた。

令和6年度も、熊本県の「くまもと教育の日」の一環で、従来の「次世代育成推進フォーラム」に代えて、「CSの日」を行った。各中学校区拡大学校運営協議会において熟議を重ね、委員を中心に郷土理解を深める活動や防災教育等の活動に主体的に取り組むことができた。今後も引続き学校の課題解決に向けた意見反映を行っていき、家庭・学校・地域・子ども・行政の5者が連携し、課題解決に向けてそれぞれの力を発揮できる体制づくりを図り、

さらに学校教育活動を支援し「地域とともにある学校づくり」を目指していくために、学校と地域が更に連携・協働し、コミュニティ・スクールの主体的取組を支援していく。また、地域の住民等に活動がもっと広く周知できるよう工夫したい。

3. 地域に密着した教育施設の充実と各種教育機関の交流・連携

① 小中学校ICT環境整備事業

※ICT（情報通信技術）

ICT機器の操作支援や授業及び研修支援を行う支援員を昨年同様に2名確保し支援の充実を図った。業務委託料は7,425千円である。

また、ICT機器借上料は2,416万2千円である。

ICT機器導入により教育環境が充実し、魅力ある学校づくりを推進することができた。

また、ICT機器を授業に効果的に利活用することで児童生徒の学力向上が今後更に期待できる。令和7年度タブレット端末363台（予備機含む）を更新予定である。

◇事務局自己評価

ICT機器の操作支援や授業及び研修支援を行うICT支援員を配置し、ICT機器整備により教育環境が充実し、魅力ある学校づくりを推進することができている。ICT機器を授業に効果的に活用することができおり、授業の質の向上と児童生徒の理解力の向上により学力向上に繋がっている。

また、すべての教職員を対象としたICT活用研修会を開催することで職員の指導技術向上を図り、更なる効果を期待している。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

ICT支援員の継続配置により、指導する教職員の活用スキルの向上を図ることにより、今の時代に応じた学習環境づくりが出来ている。ハード面の充実と共に支援員の存在は欠かせない。

今後は、ICT環境整備によって、学校教育を効果的に推進するため、ICT支援員の配置や指導技術の向上のための研修を継続して実施していく。

また、ICT機器の更新については、国県の財政支援を活用するなど安定的な財源を確保し計画的に進める。

また、児童生徒がICT機器を利活用することで、自律的・主体的な学習の展開も見られるようになっている。しかし、懸念される「自分で考える力」や「書く力」の低下については、様々な情報を自分で判断し選び取る力を伸ばしたり、手書きの機会を増やすためにタブレット教材とテキスト教材を組み合わせるなど工夫が必要である。

② 学校教育施設整備事業

小中学校施設の老朽化等による補修箇所が年々増加しているため、適切な改修・修繕等を実施することで、安全で快適な教育環境の維持管理に努めた。

＊宮原小学校床研磨及びウレタン塗装：143万円

＊竜北西部小学校教室等床研磨：49万7千円

＊竜北東小学校家庭科室床修繕：41万2千円

＊氷川中学校フェンス修繕：104万5千円

◇事務局自己評価

学校施設・設備の老朽化による修繕箇所が大小問わず増加している中、学校運営上、重大な支障が生じる箇所から優先的に改修・修繕を行った。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

学校施設の老朽化は積年の課題であり、学校施設・設備のより一層の適切な維持管理に努めるとともに、必要な修繕等を優先度の高いものから計画的に実施していく。

また、令和7年度には、宮原小学校給食棟解体工事、竜北東小学校低学年棟屋根防水工事、氷川中学校給食受入施設改修工事を予定している。

◎学校教育係

① 氷川町奨学金貸与事業

経済的な理由により就学困難な者に対して、本町では随時受付を行い奨学金を貸与している。奨学金は高校、専修（高等）が月額1万5千円、大学、短大、専修（専門）が、月額3万円を無利子で奨学金を貸与している。

なお、令和6年度は1件新規貸与申請があり、36万円を貸与し、償還については、1件18万円であった。

◇事務局自己評価

本町の奨学金制度については、他の奨学金制度より貸与金額が少ないが、無利子であるため、利用者にとって有益な制度である。事業の趣旨からも引

き続き、利用促進（対応）を行っていく。なお、償還については、現在遅延等もなく、返済は順調に行われている。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

経済的な理由で教育の機会が失われることがないよう必要な支援を実施す

るとともに、引続き、償還者の状況を把握し、計画的に償還してもらい遅延がないよう対応をしていきたい。

② 就学援助費扶助事業

経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。就学援助を受けようとする保護者からの申請に基づき、世帯の所得額等により審査し、認定する。

◇事務局自己評価

各学校を通じて保護者宛てにチラシを配布し、制度の周知を図っている。令和6年度は、小中学校合わせて105件を認定し、9,229千円を支給した。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

経済的困窮等で、支援が必要な保護者が増加傾向にあるなかで、さらに、最近のデフレによる物価高騰で経済的支援の必要性はますます高まっており、安心して学ぶことを保証する大切な事業である。

引き続き、申請期間の延長や遡及認定など、必要な対策を行っていく。

併せて、生活保護基準の見直しに伴う影響を受けないよう従前と同基準の運用を維持していく。

③ 氷川町人権啓発推進協議会（学校・就学前部会）活動について

会員の人権同和問題に対する基本的認識を高める活動を推進するために毎年実施している。

○レポート研究会の実施

令和6年5月21日（火）と令和6年5月29日（水）に各中学校区レポート研究会を開催。各中学校区における人権同和教育の取組をレポート学習することにより子どもたちを取り巻く状況を把握し、今後、どのように取り組んでいけばよいかを話し合うことができた。

○人権同和教育講演会の実施

令和6年7月24日（水）氷川町文化センターにおいて、「旧満州」来民

開拓団遺族会会長である森山栄治さんを講師に迎え、『「来民開拓団の真相」に学びながら、「開拓慰霊祭のころ」を受け継ぐ子どもたち～部落差別をなくす反差別のなかまづくり～』の演題で、人権同和教育講演会を実施した。

○人権同和问题学習に関する授業研究会の開催

令和6年10月1日（火）宮原小学校で氷川ブロック授業研究会を実施

した。語り合うことを大切にした授業展開がなされており、子どもが自分の思いや体験を語り、それを受けて周りの子どもたちが返していくことで、差別とたたかう仲間づくりを目指す授業が行われた。教師や子どもたちが、率直に自分の思いを語る姿があった。

○部落差別をはじめすべての差別をなくす人権子ども集会について

「熊本県人権子ども集会」がオンデマンド※1で開催された。「部落差別をはじめすべての差別をなくす人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ」は12月8日（日）にハイブリッド形式※2で開催され、人権啓発動画や、人権メッセージ・テーマソングの動画配信、パネルディスカッションが行われた。今後も、人権同和教育推進に係る「八代地域行動計画」を具現化するため積極的に関わっていききたい。

※1 オンデマンドとは、あらかじめ収録・編集した動画コンテンツをサーバーにアップロードし、視聴者が好きなタイミングでアクセスして視聴できる配信サービス。

※2 ハイブリット形式とは、参加者が直接集まる対面方式とオンラインのリモート方式を組み合わせる方式。

◇事務局自己評価

人権同和教育講演会には多くの教職員などが参加した。講師は、部落差別はあくまでも「差別する側」の問題であり、部落差別をなくすためには「差別する側」の意識や仕組みを変えていく必要があると話された。

部落差別を考えるときに、「差別される側」のことを考えることが多かったが、「差別する側」の心理を考える意識の転換を図る良い機会となった。

また、「人権 子ども集会・フェスティバル in やつしろ」は、ハイブリッド形式で開催され、人権啓発動画や、人権メッセージ・テーマソングの動画配信が行われた。

今後も、人権問題学習の実践を学期毎に進め、研究会等へ積極的に参加し、人権啓発に努めていきたい。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

学校・就学前部会では、レポート研究会、人権同和教育講演会や人権子ども集会など多くの啓発活動が活発に行われているが、最も尊重されるべきは人権である。すべての言動は、自他の存在を認める人権尊重を基にすべきであり、学校のみならず町全体で人権について考える機会を積極的につくっていききたい。時々、立ち止まって振り返り、考える機会を持ち、他者の痛みを

知り、自分の置かれた環境を見直し、誰もが生きやすい社会づくりを目指していく。

◎学校給食係

① 学校給食事業

給食衛生管理マニュアルを共同調理場、氷川中学校調理場の改善点について確認を行いながら両調理場に適した内容となるように修正を行った。

また、定期的に両調理場の調査を行い改善箇所の抽出を行うことにより、作業方法、点検方法、機器交換等の改善を行い、安心・安全な給食が安定的に提供できるように努めた。

食中毒対策に関しては、対応マニュアルを調理関係者へ周知するとともに、各学校においても衛生管理の徹底を図るよう通知し、指導を行った。

さらに、長期休業期間を活用し全調理員を対象に「衛生管理研修会」を実施した。各調理場の衛生管理上の課題を様々な角度から検証し、その後の調理に生かすことができた。また、調理員の衛生管理への意識を高めることができた。

アレルギー対応については、文部科学省の「学校における食物アレルギー対応指針」について町内小中学校及び調理場に周知を図り、学校や保護者とも連携しながら個別対応を実施した。併せて「傷病等対応マニュアル」についても内容を取り組みやすいように変更し、各学校への周知徹底を図った。また、年度当初から取り組める体制を整え、学校での対応会議や保護者との連携が確実にできるようにした。

給食費徴収事務については、給食費の徴収マニュアルに基づき、各学校とも連携して保護者の給食事業運営に対する啓発を進めている。長期にわたる滞納はないが、納入が遅れがちな家庭が増加傾向にあった。しかし、各学校の努力により令和6年度も滞納はなかった。今後も早め早めの働きかけを行っていく必要がある。

また、物価高騰対策として保護者の負担軽減を目的に、地方創生臨時交付金を活用し学校給食費に対する補助を行った。

給食施設の充実については、児童生徒に安全で安心な給食を安定供給するため「学校給食衛生管理基準」に基づく見直しを図るとともに、適宜、老朽化した機器の修繕や部品の更新を行った。

令和5年度から2カ年計画で実施する共同調理場改修事業では、最終年度の令和6年度において、建築工事（増築）、床改修、外構工事を実施した。

また、改修工事により、調理場が使用できず、給食の提供ができなかった2学期の23日間において、暑い中ではあったが、衛生面に十分配慮し、弁当給食の提供を行った。（延べ弁当数14,563食）

令和6年度の事業費は、以下のとおりであった。

- ・工事請負費（第2期） 41,346千円
- ・監理業務委託料（第2期） 1,138千円
- ・学校給食共同調理場下水道接続工事（関連工事） 940千円

◇事務局自己評価

「学校給食衛生管理基準」等に照らして機器の交換、施設の改修等を進めている。また、食物アレルギー等を有する児童生徒への対応で新たな危機管理が重要となっており、関係職員への対応マニュアルの周知徹底を図るため研修等を継続的に行っていきたい。教育委員会と学校、保護者の連携を図り、安全な対応食の提供が確実にできるよう細心の注意を払いながら取り組んでいく必要がある。

学校給食共同調理場改修事業（令和6年度分）については、計画とおり施工できた。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

・学校給食は、食育の観点から大切な役割を果たしている。食は、生きる上での基本であり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を構築することができる児童生徒を育てる食育を推進する。

・児童生徒の健康被害の防止及び拡大防止を最優先に考え学校給食衛生管理基準に照らし適切な衛生管理に努め、学校給食への異物混入や食中毒を未然に防ぐため適切な対策を講じ、安心安全な給食の提供に努める。

・町内の給食調理場は施設・調理機器ともに老朽化が進行している。施設を長寿命化するため、計画的に改修等を加えていく必要がある。

また、古い調理機器については、常に点検を行い故障する前の早目の対応を行うとともに、計画的に調理機器の更新を行っていく。

・安心・安全でおいしい学校給食を提供する上で調理員の人材確保は重要な課題である。業務の効率化を含め調理員の働きやすい労働環境の整備も進める必要がある。

・氷川中学校給食棟の老朽化に伴い、令和7年度2学期から給食料理の学校給食共同調理場への一元化を予定しているが、スムーズに移行できるよう準備を進める。

3 令和6年度 生涯学習主要事業について

総 括

子どもから高齢者までの生涯学習全般に対し、家庭、学校、地域との連携を深めながら個々の資質の向上を目指し、体育協会や文化協会など各種団体の支援を行いながら自主活動ができるよう体制整備に努めている。

いつでも、どこでも、そして誰もが楽しく学習できる体制づくりを目指すとともに各種講座を開設して学習機会の提供を行ってきた。

また、生涯スポーツ振興については、スポーツ推進委員や体育協会(種目部)、との連携を密にし、町民体育祭や地区館軽スポーツなどの事業に積極的な支援・推進を図った。これにより地域での連携及び融和が図られ、地区づくりの一役を担うことができた。

1. 社会教育事業

地域における社会教育活動の振興を目指し、人権啓発活動や文化活動などに対する条件整備を行うとともに将来を担う青少年の健全育成を図ることを目的として次の事務事業を実施した。

① 二十歳の集い

青年が自立した社会人として責任ある態度を持ち、愛郷心をもってよりよい社会を築くために貢献することを決意し、二十歳という節目を祝うため、1月3日(金)に二十歳の集いを開催した。

(対象者98人、参加者78人 参加率79.6% 前回比102.9%)

◇事務局自己評価

二十歳の集いは、青年が自立した社会人として責任ある態度を持ち、愛郷心をもってよりよい社会を築くために貢献することを決意し、二十歳という節目を祝う行事である。その式典を自分たちで運営することは、自主性を高めるうえで有意義なことととらえる。人生の節目の行事を工夫し、実施できたことは更なる成長へと繋がる効果が期待できる。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

式典は、二十歳を迎えるまで多くの方々に育て、支援いただいたと感じられる内容となっている。

人生の節目の行事として、継続していく必要がある。

② 文化財保護事業

平成28年4月の熊本地震により大野窟古墳が被災したため、大野窟古墳の羨道部にある墳丘空洞部に発泡ウレタンを充填して、墳丘の崩落を防止する工事を令和2年に実施し、その後、石室（玄室）等の点検を目視により実施している。そして、保存活用の観点から保存団体・所有者に支援を講じ、遺跡等では定期的な草刈を行っている。

また、新たに令和3年度から国史跡野津古墳群（端ノ城古墳）の景観維持と災害等に備えるため支障木の伐採を行っている。令和3年度は29本を文化財保護委員と協働で、令和4年度は26本、令和5年度は22本、令和6年度は12本を委託事業により伐採した。

この他にも町指定文化財の保存・管理を目的に毎年除草作業を行っている。

◇事務局自己評価

国指定史跡野津古墳群、大野窟古墳の保存活用計画策定に伴い、これらを有効利用して、地域振興を図るための方策を検討する機会としたい。

また、文化財への理解、地域への愛着を深めることを目的に、小・中学生へ向け文化財の授業並びに一般向け文化財案内などを行い、広く文化財について情報発信を行っている。今後、文化財の保存、活用について、町民や学校に対しての更なる働きかけが必要である。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

氷川町の歴史、文化を学び郷土への誇りや愛着といった郷土愛を深める学習や活動の場として、「ふるさと『氷川学』」を更に充実させていく必要がある。

また、指定文化財等の周知活用や、小中学生や一般の町民に向けた学習の機会等、町内外への文化財に対する関心を高めるためにSNSやホームページの活用を含めた取り組みを充実させていく。

歴史財産をもっと地域へと関心を広める活動を続けていく。

③ 青少年育成事業

関係団体代表者による会議を開催し、青少年を取り巻く環境について地域ぐるみで統一した意識付けを行い、それぞれの組織でできることを確認しながら、街頭補導等を実施した。また、青少年育成町民会議及び子ども会（桜っ子クラブ）との共催でのクリスマスケーキ作り、作業をとおして交流の場をつくるミニ門松作りを実施した。

インターネット利用に伴う犯罪被害が多発する中、今後も青少年の成長を見守り、事業の重要な柱として、各家庭でのルールづくりの推進など啓発活動として夏休み前にチラシを作成配布した。

「地域の宝」である青少年の育成は、豊かな町づくりを行ううえで不可欠である。

◇事務局自己評価

令和6年度については、夏祭りでの巡回街頭補導も実施し、実施計画どおり活動を行った。今後も青少年の健全な育成を図っていく。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

少子化により、青少年が集う機会も減ってきており、協力体制の見直し等も必要と思われる。青少年育成事業に関心を高め、町全体で青少年を育成する取り組みを充実させていく。

④ 人権啓発事業

平成25年度より県補助を受け地域人権教育指導員を配置し、本年度で12年目となる。子ども達の自尊感情を高めるために「人権こども教室（ワオクラブ）」を立ち上げ、年間を通して活動している。令和6年度は4回実施した。

また、毎月、「広報ひかわ」に人権尊重について掲載し、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する基本的認識を深めるとともに、「人権尊重のまちづくり」の推進を行った。

新たな試みとして、いきいきサロンで人権学習（出前講座）を実施し、指導員が地域に出かけて人権に関する学習を行い、人権意識の高揚及び学習機会の提供を図った。（10地区開催）

7月に開催された八代地区人権同和教育・人権啓発研究集会には、人権教育の学習の場として、学校、町職員・社会教育関係団体から関係者が参加した。全体会は、桜十字ホールを中心としたオンライン視聴での開催となり、氷川町からも、オンライン視聴で参加し、人権意識の向上を図った。

12月に開催している、「人権 子ども集会・フェスティバル in やつしろ」は、オンライン及び鏡文化センターでのハイブリッド開催となった。

2月、八代人権同和教育推進協議会総括学習会は、氷川町文化センターで開催し、1年間の人権教育及び啓発について活動を振り返り、各々の反省と来年に向けての課題を再認識した。

氷川町人権啓発推進協議会社会教育部会では、「Web講座」による人権啓発ミニ講座を実施した。

◇事務局自己評価

平成26年度から本格的に開催するようになった子ども人権教室では、「参加児童の成長を感じる」といった保護者の声もあり、今後も継続して実施す

べきと考えている。

また、町民全体や町職員に対しては、講演会・研修会参加、広報誌掲載等で啓発に努めている。まだ、十分とは言えないものの、今年度は、高齢者への出前講座を実施し、啓発することができた。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

人権啓発には、更なる努力が必要であり様々な機会を活用し、今後も継続して取り組む。

⑤ 地域学校協働本部事業

地域学校協働本部事業とは、地域全体で学校教育を支援するために、学校と地域との連携体制を構築し、多様な形態の学校支援を行う。また、すべての親が安心して家庭教育を行うため、家庭教育支援体制を作り保護者の学習の機会や親子で参加する行事の企画提供などの活動支援を行う事業である。平成20年度より国・県の補助を受け事業を実施している。3名の地域学校協働活動推進員により事業を継続実施しており、学校の希望に対して、多くの取組を持続して行うことができた。

昨年度に引き続き、令和6年度も、地域総ぐるみで地域を担う氷川っ子の育成を進めるために、学校運営協議会との連携を図り、両者の更なる充実を目的に一体的な取組を進めた。

また、令和6年度は、人吉市からの先進地研修を受け入れた。

◇事務局自己評価

地域学校協働本部事業は、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携し、さらに継続していくべきと考える。

また、学校への支援だけでなく、ボランティアとして参加の老人会や婦人会等の方々にとっても、やりがいを感じる良い機会になっている。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

地域学校協働活動推進員の活動により事業は堅実に展開されている。地域の力を学校教育に活かしていく地域学校協働本部事業は、学校運営協議会と連携し、益々充実していく必要がある。たえず積極的に地域との接点をつとめつつアンテナを張っていかなくてはならない。

また、児童生徒の見守り・あいさつ運動などを通して様々な団体の協力・理解が必要になるため、住民に対し活動内容の周知が必要と考える。

⑥ 全国大会等出場激励

氷川町民（町内の中学校部活動を除く）が町や県の代表として九州大会や全国大会、国際大会へ出場することを広く町民に周知し激励するため、国道3号宮原交差点に看板を設置してスポーツ振興、文化振興に一役を担った。

今年度は、56人の選手が氷川町の代表として大会に出場した。

支給対象者数：延べ56人（うち団体申請2件、国際大会1件）

支給額：600千円

設置看板枚数：20枚

看板設置費用：594千円

激励会開催回数：7回

◇事務局自己評価

激励看板を国道3号宮原交差点の固定式の掲示施設に設置することにより、町民への周知だけでなく、子どもたちの励みや目標となっている。

また、国道沿線に掲示することで町外者に対して氷川町のPRにもつながっている。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

氷川町民（町内の中学校部活動を除く）が町や県の代表として九州大会や全国大会、国際大会へ出場する際に報奨金を支給し、国道3号宮原交差点に看板を設置して広く町民に周知することは、選手等の励みや目標となっている。本事業を継続することにより、さらなる文化・スポーツ振興の活性化に努めたい。

2. 公民館事業

地区住民の多様化・高度化する学習ニーズや生涯学習社会への進展に即応し、生涯を通じて明るく豊かな生活を送るための趣味や教養など各自の資質を高めるよう学習機会を提供し、いつでも、どこでも、楽しく学べる環境整備に努め、併せて健康増進及び文化振興に寄与できるよう事業を展開した。

① 地区集会所施設等建築費補助事業

地区住民の活動拠点として位置付けられる地区集会所の条件整備に対し、新築及び増改築又は修繕に要する費用を補助し、地区拠点づくりの支援を実施した。

令和6年度は、改修費として5地区（宮園、東上宮、吉本、中網道、町）へ2,258,085円補助した。

◇事務局自己評価

地区集会所施設等建築費補助金については、地区住民の地区づくりの活動拠点となる施設の整備補助事業であり、継続していく必要があると考える。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

地区集会所施設等建築費補助金については、地区住民の地区づくりの活動拠点となる施設の整備補助事業であるため、教育委員会として引き続き支援していく必要がある。

② 生涯学習講座事業

ふれあい大学では例年、学習講座やスポーツレクリエーション、バスハイクなどを年10回開催している。

令和6年度は、例年どおりに実施し、延べ822人の出席があった。

スマホ講座は、社会のデジタル化に対応するため、町民の情報格差の解消を目的として、7月～11月（全16回）入門講座・基本講座・応用講座・個別相談会などのレベルに応じた講座を実施し、高齢者をはじめとして、延べ157人の参加があった。

公民館講座では、全13回実施し、延べ82人の参加があった。

◇事務局自己評価

毎年実施すべき講座や新しい講座を実施し、今後も住民の教養や趣味などを高める講座の実施に努めたい。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

ふれあい大学は、「高齢化社会」と言われる中、高齢者がやりがいを持って取り組むことを見つけやすい町づくりの一環としてなされるのは、意義深い。学習講座は、教養や趣味などを高める場として、魅力ある学習内容とならなければならない。オンライン形式など、開催方法を検討するとともに多くの町民のみなさんに受講していただけるよう対象年齢や時期等を含め内容の充実とニーズにあった講座、参加したくなる講座の展開が望まれる。

取組が益々充実できるよう内容の検討が必要。今後とも継続して実施していく。

③ 文化振興事業

文化活動に関心のある愛好者の発表の場として、例年11月の文化祭や9月の演奏会や講演会など文化協会の自主活動を支援（文化協会助成金117万円）しながら豊かな人格形成と活動レベルの高揚に努めてきている。令和6年

度については、9月29日（日）に十五夜お月さん演奏会を11月2（土）・3日（日）には文化祭を実施することができた。

◇事務局自己評価

文化協会の事業については、会員の資質向上を目指し、相互の触れ合いを大切にして事業を展開しており、協会の自主運営をさらに援助し住民の意向を調整しながら会の運営を進めていきたい。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

文化講演会及び文化祭を実施することができた。文化協会事業として、今後も文化事業を通して、豊かな人間性の涵養と文化の向上を図るために実施していきたい。

④ 公民館大会開催

2月23日（日）に文化センターで開催された公民館大会は、社会教育事業の1年間の総決算として、各種生涯学習の活動成果を実践発表し、72名の参加があった。

◇事務局自己評価

今年度も生涯学習講座の実施数が少なかったため、生涯学習講座の参加者に公民館大会での発表を依頼することができなかった。生涯学習講座を多数実施し、成果を発表する機会としたい。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

公民館大会は、生涯学習の1年間の活動の発表の場であることから、より多くの方が参加されるよう人権啓発集会と共催し開催をするようになったが、さらに工夫が必要と考える。

⑤ 社会教育活動団体

社会教育に果たす役割が高い婦人会やPTA連絡協議会等に自主活動の促進と自立性を尊重しながら、諸活動の支援に努めた。

◇事務局自己評価

社会教育活動は、婦人会、青年団及びPTA連絡協議会等、地域活動に不可欠な団体の協力を得なければ成り立たないため、会員を増やしていくことが最大の課題である。特に青年団活動は、会員も少なく事業も停滞気味であることから、積極的な関与をしていくべきと考える。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

婦人会、青年団及びPTA連絡協議会など、地域活動に不可欠な団体の協力を得なければ社会教育活動は成り立たないため、教育委員会として町民への啓発と活動の支援をしていく必要がある。

⑥ 人材育成事業

・宿泊通学体験事業

町内小学校6年生を対象（全3クラス97名）として各家庭から離れ、立神峡「里地屋敷」で2泊3日の集団共同生活を9月に実施した。自主性、自立性及び協調性を培い、家庭内における自分の役割に気づくとともに社会の基本ルールを遵守できるような体験事業を実施した。

・人材育成交流事業（ふれ愛スタディ事業）

さまざまな分野での交流活動を展開する北海道大空町との中学生の相互交流として、町内中学校に在学、又は町内に在住する中学2年生を対象に8月に派遣事業を実施した。受入事業は、1月に実施し、大空町より中学2年生6人を受入れた。

◇事務局自己評価

宿泊通学は、日頃は恵まれた環境で生活している児童が、昔ながらの暮らしぶりを体験することにより自主性、自立性、協調性を育む機会となっている。

友好町である大空町との交流事業については、派遣事業と受入事業を実施でき、環境の違いに触れる学習の場を提供できた。

今後も人材育成と両町の友好関係を育む意味からも継続して交流を実施していきたい。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

宿泊通学体験事業については、6年生を対象とした集団共同生活を行い、家庭から離れた生活を経験することによって、少年期における人格形成の一役を担っていると考える。自主性、協調性を育む活動として、事業の在り方を検討しながら、今後も事業を継続していく。

人材育成交流事業「ふれ愛スタディ」は、より広い視野を持ち地理・歴史・文化の異なる北海道に触れ人々と交流を持つことにより、子どもの人としての成長に役立っている。今後も友好町、大空町の関係者の協力を得ながら事業展開する必要がある。

⑦ 八火図書館事業

情報、教育、文化の拠点として、人づくり、地域づくり、まちづくりに貢献することが事業の狙いである。

読書離れや活字離れが進みつつある昨今において、本に対する認識や読書意欲の高揚を図るため、読書活動機会の提供に努めた。年度末蔵書数は5万917冊、令和6年度貸し出し総数は1万7,120冊、年間利用者数は5,075人となっている。

・第36回文学散歩

目的：文学散歩は、氷川町民を対象に、熊本にかかわりのある作家や文学作品等に係る各所の文学的史跡や資料館、博物館等を訪れたり散策したりすることを通して、作家や作品への理解を深めるとともに町民の読書意欲を高める契機とする。

期日：令和6年11月15日（金）

内容：夏目漱石『草枕』の地をたどる ～熊本市・玉名市小天方面～

・八火図書館本まつり

目的：日頃読書をする機会が少なくなった小中学生から読書感想文及び感想画を募集し、読書活動を通じた感性や表現力、想像力の向上に努め、年少期からの心の豊かさを育む機会として開催している。

期日：令和7年2月8日（土）

場所：氷川町公民館

読書感想文・感想画応募数

読書感想文：小学生34点、中学生57点（合計 91点）

読書感想画：小学生84点、中学生37点（合計121点）

・リサイクルフェア

目的：八火図書館で利用しなくなった図書や雑誌等は無償で譲渡することで資源の有効活用をはかる。

期 日：令和6年 8月1日（木）から 8月 3日（土）

令和7年 3月1日（土）から 3月20日（木）

場 所：氷川町八火図書館

譲渡冊数：一般書・児童書60冊、雑誌79冊

◇事務局自己評価

八火図書館は、平成27年4月に開館し、10年を経過した。6年度中は、より広く知ってもらえるように案内・紹介を進めるとともに、利用者のニーズに合った図書資料の収集やイベント等の工夫を行った。また、八火図書館で利

用しなくなった図書や雑誌を無償で譲渡する「リサイクルフェア」を開催し図書資源の有効活用を図った（譲渡実績：一般書・児童書60冊、雑誌79冊）。今後これまで以上に、情報、教育、文化の拠点として、町民の利用を促進し、竜北歴史資料館と連携した読書会などイベントの充実のため、八火図書館協議会で検討を進めていく。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

八火図書館事業は、既存の読書啓発事業の他に、定期的に「読書会」を開催するなど話題づくりに努めたい。また、竜北歴史資料館や、学校との連携を図るとともに、文化的活動の拠点として今後も環境整備や図書の充実に取り組む。

子どもたちだけではなく、町民への読書啓発の場として有効活用できる取組を進めていく。

⑧ 竜北歴史資料館事業

本町の干拓史の資料や日本外交に大きな足跡を残した内田康哉氏関係の資料を所蔵し、保存に努めながら資料の公開を行っている。

干拓史の啓発活動として、随時学校等への案内・説明を行っている。

図書活動として、八火図書館との連携を図り、蔵書の補完などを行うなど図書館機能を充実しながら利用者に対する利便性の向上に努めている。年度末蔵書数は1万2,143冊、令和6年度貸し出し総数は873冊となっている。

また、感染症予防の観点から図書消毒機を利用し感染防止対策を講じた。

◇事務局自己評価

書籍の貸し出し総数は、前年から増加したものの八火図書館と比較すると利用者は少ない。また、干拓や内田康哉氏の資料室も展示物の更新をしておらず目新しさは無い状況である。

これから、来館者を増やすために新しい取組を検討していきたい。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

図書館機能と氷川町の干拓史、日本外交に大きな足跡を残した内田康哉氏関係の資料を展示した特徴ある施設であり、特に竜北西部小学校校区の地域学習の場として活用されている。八火図書館や学校図書室と連携し、読書習慣の向上に向け取り組んでいく。

3. 社会体育事業

スポーツの普及、町民の健康増進並びに体力の維持・向上を図り、町民が健康で明るく豊かな生活を営むため、年に3度の町民体育祭を通じて軽スポーツ、レクリエーションスポーツといったニーズに沿ったスポーツ活動を推進する。社会体育全般において、町民相互の融和と健康を目指して様々な活動を展開している。

また、ニュースポーツを推進するため、各地区館、各種団体にスポーツ推進委員を派遣し指導を行った。

① 町民体育祭の開催

「町民総参加によるスポーツの祭典」をテーマに、夏・秋・冬の3回、町民体育祭を開催している。近年、参加者の確保が困難になっているため、年齢制限の撤廃等、町民の実態とニーズに合ったルールを模索しながら開催した。

○夏季大会

種 目：グラウンドゴルフ

参加者：27地区館（301人）

※雨天のため中止

種 目：カローリング

参加者：30地区館（455人）

結 果：優勝 高野道地区館

○秋季大会

種 目：陸上競技

参加者：33地区館（862人）

結 果：優勝 有佐地区館

○冬季大会

種 目：モルック

参加者：31地区館（228人）

結 果：優勝 高塚地区館

種 目：グラウンドゴルフ

参加者：31地区館（359人）

結 果：優勝 東網道地区館

◇事務局自己評価

町民体育祭は、競技レベルの差を感じない接戦となった試合が年々増え、真剣な中にも和気あいあいとした光景を見ることができるようになってきていた。また、今年度は、町民のニーズに合った大会にするため、ルールや競技内容等を検討したり、体育部長や地区館長に要望を聞きプログラム等に反映させたりした。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

年齢制限の撤廃など、多様な世代が参加しやすい環境づくりを継続して進めている。大会終了後には、反省点や参加者からの要望を丁寧に収集し、次年度以降の改善に向けた重要な資料として活用している。

また、各種会議の場では、司会者として出席者が意見を出しやすい雰囲気づくりを心がけ、活発な意見交換が行えるよう努めている。

さらに近年の急激な気候変動や異常気象を踏まえ、開催時期や運営方法についても柔軟な対応が求められており、安全かつ持続可能な大会運営を目指して引き続き検討を重ねていく。

② 体力テスト測定会事業

スポーツ推進委員協議会により、社会人を対象にした体力テスト測定会を実施した。今年度は、参加者が参加しやすいよう年齢別で時間を設定して実施し、体力年齢に加え、体組成計を使用した筋肉量や体脂肪量等の測定も行っている。

◇事務局自己評価

広報誌や町のSNSを活用して参加者を募り、24名の参加があったが、もっとたくさんの方に参加してもらえよう、今後はPRに力を入れたい。

また、体力テストや体成分測定により、筋肉量や脂肪量、内臓脂肪などの情報を認識することで、参加者から「体力のなさを実感したので歩くことから始めたい」や「久しぶりに体を動かして楽しかった」等の声があり、日常から体を動かすことの大切さを実感して頂いた。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

体力測定会に参加してもらうことで、自身の体力や筋肉量、体脂肪量、内臓脂肪などを把握してもらい、今後の日常的な運動へ繋げる。そのためにも参加者をいかに増やすかが今後の課題であるため、広報誌や町のSNS等を活用しながら認知度の向上に努める。

③ ニュースポーツの普及

令和6年度は、各地区館などの各種団体を対象に、ニュースポーツ「モルック」の普及のため、スポーツ推進委員を派遣してルールの説明やアドバイスを行った。実際にプレイすることで、町民同士の親睦を深め、町民の方々の健康増進に繋がった。

また、スポーツ推進委員主催のモルック大会を2回（6月・12月）開催し、参加者の健康増進と生涯スポーツの振興を図ることができた。

◇事務局自己評価

令和6年度は8団体、184人に、ニュースポーツ（モルック等）の普及を行い、スポーツ推進委員の派遣を5回行った。最近では、モルックが以前に比べて普及したようで、モルックの道具の借用が増加した。今後も継続していきたい。

また、スポーツ推進委員主催のモルック大会についても、回を増すごとに、参加者が増え、住民の健康増進に繋がった。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

スポーツ協会事業や梨マラソン大会の運営協力などの活動や、自主事業として体力テスト測定会やモルック大会の開催、地区館や各種団体の要請に応じたスポーツ活動への派遣指導も行っている。

これまでの活動に加え、新規のニュースポーツの普及活動など、活動の場や方法を模索しながら、町民の健康増進と地域のスポーツ活動の振興を図っていきたい。

④ 体育施設の整備

町内の屋外・屋内体育施設の器具等の保守点検を常に行い、安全性を保持し利用促進に努め、補修し、施設整備を行っている。

◇事務局自己評価

施設の維持管理は、日常的な点検や軽微な不具合への修繕対応を随時行っている。こうした継続的な対応により、利用者からの設備に関する苦情は減少傾向にあり、安心して施設を利用してもらえる環境づくりにつながっている。

今後も、利用者の利便性と安全性を確保するため、必要に応じた適切な対応を継続していく予定である。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

所管施設が多く、範囲が広いため、維持管理・点検の方法については検討する必要がある。備品、道具の整備を計画的に実施していきたい。

施設の補修、修繕等については、多額の費用がかかるので計画的に進めていく。

⑤ 運動等環境整備会議

平成30年4月までに、小学校の全運動部活動が社会体育へ移行完了し、順調に活動を行っている。令和6年度も社会体育活動がより充実したものとなるように、指導者を対象とした研修会を実施した。

また、氷川町の中学校における休日の部活動を地域移行する事項を検討するため、氷川町運動等環境整備会議の中に、学校及び保護者、学校運営協議会、文化協会、スポーツ協会等の代表者で構成した「中学校部活動地域移行部会」を設置し、部会を年4回開催した。これまでの部活動の意義や役割を残しつつ持続可能な活動にするため、本町の実態に応じたより良い地域移行の取り組みについて協議してきた。また、部会を円滑に遂行してくため、学校教育課と生涯学習課で事前会議を行い、共通理解を深め、会議に臨んでいる。

◇事務局自己評価

会議では、各団体の現状と課題について検討した。また、社会体育指導者の指導力向上を目的として、活動中のケガの予防やテーピングの巻き方などの研修を行い、指導者力向上に繋がった。

中学校部活動地域移行については、推進計画に基づき、地域移行部会において、受け皿となる団体や指導者の確保などの課題解決に向け、多くの意見をいただいた。また、学校や関係機関と連携を図りながらスムーズに移行できるよう取り組んでいる。

◇教育委員会としての評価や今後の方向性等

小学校運動部活動の社会体育移行は、平成30年4月に完全移行が完了し、学校における働き方改革に効果があったと思われる。今後も移行後の検証、活動状況の把握、指導者の育成及び研修を含めた活動支援に取り組む必要がある。

また、中学校部活動地域移行については、「地域移行部会」で意見をいただきながら、課題解決に向け学校や関係機関と連携を図り、本町の実態に応じた移行を検討していく必要がある。

また、地域移行を進めるうえで、課題でもある活動のための会費など保護者負担の軽減についても、現状を踏まえ費用負担の在り方について検討する必要があるが、子どもの運動機会を確保するとともに、氷川町ならではの支援の在り方についても検討していく必要がある。

IV 点検評価に対する外部評価委員の意見

1 教育委員会の活動について

- ① 月1回の教育委員会の定例会、臨時会に加え、総合教育会議を6月に開催し、教育行政法の改正による教育行政の責任体制を明確化し、適切に事務処理がなされている。
- ② 会議内容については、協議事項等多岐に亘り、効率的に審議がなされている。
- ③ 教育委員が、年間を通し様々な学校行事等に出席するほか、各学校の経営及び総合訪問で学校長からの学校経営状況説明や授業参観等により、教育現場に直に触れ意見交換ができることは評価ができる。今後も各教育委員が各学校の諸行事へ積極的に参観し、意見を述べることにより一段と理解を深めることになると思われる。
- ④ 学校と教育委員会の意思疎通を図り、児童生徒のため情報を共有し、迅速な対応ができる体制等の確立をお願いしたい。
- ⑤ 生涯学習に関しては、各種町民スポーツ大会やふれあい大学等の文化活動に出席することで、実態把握に努めてほしい。

更に、社会教育に関する諸行事を立案する14名の社会教育委員と連携することが相互理解と活動の活性化を深めることに繋がる。

2 令和6年度 学校教育主要事業について

生涯学習課との連携事業では、町内小学校6年生を対象として立神峡「里地屋敷」で実施していた「宿泊教室体験授業」(生涯学習課主管)並びに、町内中学校2年生を、友好町である北海道大空町に派遣し、また大空町より中学校2年生を受入れ交流する「ふれ愛スタディ事業」(生涯学習課主管)は、児童生徒に自主性や協調性を育むことや、他の地域の自然や文化・歴史にふれるなど、貴重な経験を通じて、自分達が生まれ育ったふるさとに対する愛着や誇りを持ち自立して生きていく力を育てる上で教育効果の高い事業である。

また、地域学校協働本部(生涯学習課主管)と学校運営協議会の両組織は、連携・協働により「地域とともにある学校づくり」に努め、学校の課題解決の一翼を担い学校教育を支援している。中学校区拡大学校運営協議会では小・中学校9年間を見通した取組を連携協議会として具体的な目標を提示し、目標達成に向けて取り組んで欲しい。また、引続き「あいさつ運動」「CSの日」の取組も展開し、今後も地域とともにある学校づくりを推進していただきたい。

本町内のすべての小中学校に特別支援学級があり、熊本県内の特別支援学級数及び児童生徒数と同様、本町でも学級数及び児童生徒数が年々増加している。また、各学校の通常学級には、発達障がいと診断された児童生徒や診断は受け

ていないが教育上特別な支援が必要と教員が感じる児童生徒が数名いると把握している。本町では、令和6年度は町内小中学校の状況に応じて特別支援教育支援員を13名、教育医療支援員1名を配置している。特別支援の必要性はこれからも高まっていくものと思われる。今後も教育委員会と就学前の幼稚園・保育園及び小中学校との連携により、個に応じた指導の充実のためにこれからも一人ひとりの特性に応じた指導や支援をしていただきたい。

本町では町内小中学校のICT機器整備が完了し、子どもたち一人ひとりの学習理解を深めるためICT機器を効果的に活用した授業づくりを進め、多くの授業の中で有効活用が図られ、児童生徒の学力向上に役立っている。今後も教職員のICT機器の活用スキルを向上させ、負担感を減らしながら、児童生徒の自律的・主体的学習の展開により、是非子ども達の学力向上につなげて欲しい。

更に、学校での生成AI（人工知能）利用については、分からないことはすべてAIに聞き、その答えを鵜呑みにする。そうした安易な使い方が子供たちに広がらないよう学校は慎重に対応し、児童生徒が自分で考える力を付ける機会を失わぬよう対応をお願いしたい。

そこで、授業においては、学習の目的によって紙の教科書とデジタル教科書を適切に使い分けながら、多くの情報や紙の文書の中から正確で必要な情報を探したり、根拠を示しながら自分の考えを説明したりする思考や表現力に重きを置いた授業展開を重視することで読解力と表現力を高めていただきたい。

また、文部科学省「生成AI」の教育利用に関する暫定的なガイドラインを参考に教育委員会及び学校で、生成AIの利用に関する具体的なガイドラインや運用ルールを策定し、児童生徒、保護者、学校で共有することも検討して欲しい。

2026年度に学習指導要領が改正される授業時間が、学校裁量で柔軟化される事案が、中央教育審議会で議論されている。教員の働き方改革と連動して教科書の頁削除も課題となっているが、1時間の授業のスリム化を学習内容の精選を含めて教員が余裕をもって授業を展開する環境づくりが必要と考える。

学校施設では、小中学校の空調設備の設置が完了し、児童生徒の学習環境が良くなり、健康管理や学習効率は向上するものと思われる。今後も計画的な教育環境整備充実をお願いしたい。

また、学校は学びの場所だけでなく、災害時は住民の避難場所にもなる。大地震に加え近年多発している豪雨災害に対しても実効性のある施設整備をお願いしたい。

学校図書館については、学校図書館法では一定規模以上の小中高校に資格を持つ「司書教諭」を置くように義務づけ、図書館に専従する事務職員「学校司書」の配置を義務づけている。

本町でも適正配置に努め、図書館が、子どもが集う楽しい場所になり、探究的な学習の拠点となるとともに、子どもたちの人生を豊かにする図書を充実させていきたい。

学校給食事業については、学校給食共同調理場の老朽化に伴い、長寿命化を図るために令和5年度からの2カ年計画で大規模改修事業を実施し、改善されている。

なお、氷川中学校の給食調理場は共同調理場への統合に向けた準備を進め、安心・安全な給食事業の推進に努めていきたい。

3 令和6年度 生涯学習主要事業について

生涯学習事業については、家庭教育、青少年学習活動、成人学習活動、高齢者学習活動など、課職員の創意工夫により、町民のニーズに応じた事業が企画・展開されており高く評価できる。

文化財保護事業については、平成29年度に国指定史跡の野津古墳群、大野窟古墳の保存活用計画が策定されたが、国の名勝指定となった立神峡の活用を含め、町内に残る多くの貴重な歴史的文化遺産を未来へ継承し、広く生かす取り組みを進めていきたい。平成28年の熊本地震で被災した大野窟古墳については、意見聴取委員会の意見等も踏まえ、毎月羨道部等の点検確認をお願いしたい。野津古墳群の樹木の伐採についても計画的な伐採に努め景観の保持に努める。

また、郷土の恵まれた自然の中に息づく歴史資料や文化財を展示・公開し、広く町民の理解と関心を深めるとともに、未来を担う子どもたちの郷土愛の醸成を図る手立てとして欲しい。

青少年育成事業については、スマートフォンなどを介したインターネット利用に係る犯罪被害など、青少年を取り巻く環境が複雑さを増す中で、家庭、地域、各種団体と連携を図りながら、地域社会が一体となって青少年の育成を喫緊の重要な課題として捉え、事業を進めていきたい。

地域学校協働本部事業は、学校だけでなく、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）との連携が重要であると考えている。

また、地域学校協働本部事業は、学校の教育活動の支援はもちろんのこと、

ボランティアとして参加していただいている老人会や婦人会等、地域の方々にとってやりがいを感じる良い機会になっている。地域とともにある学校づくりの一環として継続していくべきと考える。

全国大会等出場激励における激励看板設置については、スポーツ振興、文化振興の観点から、町民のみなさんへの周知、また、出場者はもとより、活動する人たちの励みともなっているので継続していただきたい。

生涯学習講座については、町民のニーズが多様化する中ではあるが、学習ニーズの把握に努め、継続して町民のみなさんが学びを拓けられるよう新たな講座等を開設するなど、より多くの人に参加の機会が開かれるよう各講座の内容の充実を図って欲しい。

特に、ふれあい大学については、受講生の数が減少しているのでその内容等の検討をお願いしたい。

人材育成事業については、小学6年生を対象とした立神峡における集団共同生活を行う「宿泊通学体験事業」と中学2年生を対象とした友好町である大空町の「ふれ愛スタディ事業」は、多感な時期に日常と大きく違う生活を体験する有意義な事業であると考え、今後も継続していきながらより一層の充実・進化をお願いしたい。

八火図書館は、利用者、貸出数も安定しているが、情報、教育、文化の拠点として、人づくり、地域づくり、まちづくりに貢献するため、読書会等イベントの充実、新たなサービス展開の検討をしていただき、幼児から高齢者まであらゆる年齢層の町民のみなさんが利用しやすい図書館となるよう運営の充実を図って欲しい。

最後に、社会体育事業については、近年、スポーツへの関心が高まるなか、そのニーズは多様化傾向にあり、既存体育施設の有効活用は、スポーツ環境の整備という面からも必要不可欠なものであると考える。

スポーツ推進委員による体力測定会が平成27年度から実施され、参加される方が少ないとのことであるが、自分自身の体力年齢や運動能力を知り、健康の保持・促進に繋げていく有効な事業である。町民のみなさんに周知を図り、より多くの方が参加されるよう工夫をお願いしたい。

また、体育施設の整備においては、町民のみなさんがより良い環境で、安全に施設を利用いただき、スポーツに親しめるよう、施設、用具、備品等に不備・不具合がないよう定期的に巡回・点検するなど清掃を含めた維持管理の徹底をお願いしたい。

さらに、施設の状況を確認し、整備が必要なものは、年次計画を立てて計画

的に行っていただきたい。

小学校運動部活動は、平成30年度から社会体育での活動となっているが、今後も地域の指導者の育成や研修などの支援が必要であれば、検討していただきたい。

中学校部活動地域移行についても、本町の実態に応じた移行について、関係者で十分に協議して具体化を図っていただきたい。

4 総括として

全体として、氷川町（組合）教育委員会の事務の管理及び執行の状況は、適正であったと評価する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築を図ることが求められている。今後も働き方改革をさらに推進強化し、効果的、効率的な教育行政を推進していくことを期待する。

また、総括にかかる委員としての意見は次のとおりである。

学校教育については、心の教育の充実、安全教育や防災教育の充実、学力の充実、特別支援教育の充実、一人ひとりの児童生徒へのきめ細かな一対一の対応（個別指導）、ICTの活用などの対応が今後も引き続き必要であると考え。特に、ICTの活用においては、文部科学省のGIGAスクール構想による高速大容量の通信ネットワーク整備が今後進んでいくことになる。氷川町においても、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に伸長できる教育に向けたICT環境整備に努めてもらいたい。

文部科学省によると学校を30日以上休んで、不登校となっている児童生徒は12年連続して増加し、2024年度は、年間35万人を超えている。各学校、児童生徒に対して、適切な支援に努めて欲しい。

何よりも教職員が楽しそうに活動していることが肝要。子どもたちのやりたい事の実現をサポートするため、教職員を含めみんなで安心できる楽しい学校づくりを進めてもらいたい。

なお、いじめ問題に関しては、各学校において重要課題の一つとして取り組んでおり、未然防止に努めるとともに積極的な認知により、100%の解消に努めていただきたい。

令和6年度においても、重大事態となる事案は発生していないが、学校や教育委員会の力だけでは解決できない事案に備えて、弁護士等による法的助言をいただける「スクールロイヤー制度」の導入検討を進めていく必要があると考える。

また、地域とともにある学校づくりに向けては、学校運営協議会活動の活性化を図り、学校の課題解決に向けた取組により学校が行う教育活動を支援していただきたい。

教員の多忙さが問題になり志願者の減少が深刻化している。学校現場では、多様な支援体制の拡充が急務となっている。

本町では、中央教育審議会の特別部会が示した教員の働き方改革の推進に係る提言を受けて、過重な業務の実態を洗い直し、思い切って削減する方法で教員の負担減（授業時間数等）を進めているが、小学校の教科担任制、学校一多忙と言われる教頭の補佐役、事務作業の支援スタッフなどの様々な人材の確保が求められている。町教育委員会が手当可能な人材を広く地域住民、元学校職員、民間企業、各種文化スポーツ団体等から募集して地域総体として「おらが学校」で児童生徒を見守り育てる学校教職員を軸とした「チーム学校」を構築していただきたい。

生涯学習事業については、高齢化社会を迎え、生涯スポーツの振興や健康づくりを積極的に行うことは重要なことであると考えている。

町民に対する学習機会の提供や学習活動への支援とともに、文化やスポーツ、図書館、青少年健全育成、家庭教育支援など、多くの事業が展開されている。どれも重要な事業であり、より多くの人に参加の機会が開かれるよう事業の周知と積極的な働きかけをお願いしたい。

教育委員会の活動については、この点検・評価を通して見直しを行い、常に危機管理意識をもって、教育現場の現状把握や情報収集に努めるとともに、町長部局との連携強化を図り、健康で命を大切にし、確かな学力を身に付けた児童生徒の育成に努めていただきたい。また、健康で明るい家庭と社会づくりのための地域ぐるみの豊かな体験活動の活性化や、町民文化活動の充実のための更なる支援と推進をお願いしたい。

V 参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ～抜粋～

[昭和 31 年 6 月

30 日法律第 162 号]

[平成 26 年 6 月 20 日法律第 76 号本条文改正]

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

令和7年12月2日

外部評価委員会

委員 松本 反嘉

委員 濤岡 美智代

委員 古閑 賢治

